

令和2年2月26日

草津市議会

議長 瀬川 裕海 様

草津市議会会派 公明党

会長 西村 隆行

会派行政視察結果について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1. 期 間 令和2年2月6日(木) ～ 令和2年2月7日(金)

2. 日 程

2月6日(木)

■ 視察(岡山県岡山市議会) 10時30分～12時(1時間30分程度)

○岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)における取組について

■ 視察(岡山県笠岡市議会) 15時～16時30分(1時間30分程度)

○認知症支援に関する取組について

2月7日(金)

■ 視察(兵庫県明石市議会) 9時30分～11時(1時間30分程度)

○「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に基づく取組について

○「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」に基づく取組について

3. 参加者 草津市議会会派 公明党 西村 隆行

西垣 和美

(野洲市議会・栗東市議会・守山市議会・高島市議会の公明党会派合同)

4. 添付資料 別紙のとおり

# 視察報告書

公明党湖南 4 市合同行政視察

草津市議会 会派 公明党

公明党湖南 4 市合同（1 日目のみ高島市含む）の行政視察を下記の日程で実施しましたので、報告させていただきます。

日程 2020 年 2 月 6 日（木）から 7 日（金）

視察先 岡山県岡山市、岡山県笠岡市、兵庫県明石市

視察内容 岡山市：岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区  
～AAA（トリプルエー）シティおかやまの推進～

笠岡市： 認知症施策

明石市：明石市の差別を解消する条例の取り組み

○各市での行政視察報告



2020 年 2 月 6 日（木）10 時半から正午まで

岡山県岡山市

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区

～AAA（トリプルエー）シティおかやまの推進～

○視察目的

現在湖南四市、特に草津市は人口増で推移しているが、やがて必ず少子高齢化の波が訪れ、高齢化率が上昇することは確実であります。

その時に備え、岡山市が「高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築」というコンセプトのもと、平成25年2月に国から「地域活性化総合特区」の指定を受けられ取り組まれてきた経緯を知りたく視察させていただきました。

○説明者

岡山市保健福祉局 保健福祉部

医療政策推進課 医療福祉戦略室 室長 中島悌吾様

日下裕介様

○説明内容

- ・日本人口の歴史的推移、人口構造の変化、社会保障費の推移から今の時代に即した新しい取組が必要

- ・岡山市の紹介、岡山市の長期的人口予測、岡山市の介護保険を取り巻く状況、介護給付費と保険料の推移、高齢者世帯の現状、高い在宅ニーズ、豊富な医療・介護資源の説明

- ・3種類の「特区」、総合特区一覧、全国の総合特区の事例、岡山市の総合特区への取組の経緯、高齢者の在宅生活を支援する岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区の紹介

◇特区第I期の取組（平成25年2月～平成30年3月）

- ・デイサービス改善インセンティブ事業

デイサービスに通っていても、だんだん状態が悪化し、家族負担も重くなり、施設入所するケースが多いので、自立支援が強化されれば、利用者の状態も維持・改善に繋がり、在宅生活継続に寄与するが、現状の問題点はどこにあるのか？

- ・課題認識：通所介護サービスの質を評価し、その取組や成果にインセンティブを付与

- ・国（厚生労働省）との協議：まずは、通所介護サービスの質を評価する指標の調査研究を実施（厚生労働省の補助金を活用）

- ・質の評価方法の検討：岡山市内全通所介護事業所が質の評価に取り組むことが大事。

- ・通所介護サービスの質の評価断層図
- ・規範的統合：岡山市と市内全デイサービス事業所が共同で質を評価する項目（価値）・指標を選定
- ・ストラクチャー・プロセス評価指標の決定
- ・事業の流れ
- ・DASC（地域包括ケアシステムにおける認知症総合アセスメント）

を用いた取組

- ・DASC モデル事業、事業効果
- ・介護サービス質の評価先行自治体検討協議会
- ・参加自治体の取組、国の動き、今後の展開
- ・最先端介護機器貸与モデル事業、貸与対象機器、貸与期間、事業の流れ、コミュニケーション・排泄支援、服薬支援、移動支援、日常生活支援、利用効果例、介護予防ポイント事業、医療法人による配食サービス実施事業、訪問看護・介護事業所に対する駐車許可簡素化

◇特区第Ⅱ期の取組

- ・特区Ⅱ期目に向けて
- ・高齢者の活躍推進事業

就労を希望する高齢者には、積極的に就労の場や機会が与えられるべき

どうやって健康寿命を延ばしていくか、「健康ではない状態」になってから、どう過ごすか。

将来的には、高齢者が介護事業所に留まり続けるのではなく、地域が受け皿となり、社会参加・就労活動や、自主的な活動が可能になることが望ましい。

・訪問介護インセンティブ事業、介護ロボット普及推進事業、機器事業の比較

・認知症情報共有事業



## ○所感

政令都市という大きな都市でありながら、岡山市の高齢者福祉の取組は大変にきめ細かく、現状に応じたことを実施されていました。

政令指定都市なので、局体制で組織編制が組めるというものの、中心的に動いている「医療福祉戦略室」の職員さんは3人とお聞きし、決して職員数ではなく「何とかしていきたい」という職員の情熱があったことを痛感しました。

草津市においても将来の高齢化を見据え、現状に応じたきめ細かい取組を望むものです。



2月6日（木） 13時30分～15時

岡山県笠岡市 （笠岡市役所）

認知症支援に関する取り組みについて

○ 視察目的

高齢化社会にあって、認知症施策は、どの市にとっても最重要施策である。それで、認知症予防や初期の認知症対策に力を入れて取り組んでおられる笠岡市に先進的な取り組みを参考にするために視察先とした。

○ 説明者

笠岡市健康福祉部部長（兼）社会福祉事務所長

長野 浩一様

長寿支援課 課長 山本 英司様



## ○ 視察内容

### 背景

アンケートをとった結果、介護が必要な人の要因は認知症がトップ（約36%）で介護度は要支援2。

介護保険料が第5段階で、県平均6,024円であるが、笠岡市は6,420円であり、県内で一番高い。

その要因としては、県内でも介護型のベッド数の多さと認知症の人が多いことだと思われる。

よって、市の最重要施策として、在宅介護の方を多くし、健康寿命を延伸することを進めていくこととなった。

### 認知症施策について

- ・ 認知症サポーター養成講座

平成21年から実施し、平成30年度からは、市内の事業所や小・中学校に声かけし、重点をおいて養成講座を行なっている。

サポーター数は年々増加はしているが、具体的に何かをしている人は少ない。それで、講座受講終了者に再講習を受講してもらっている。

- ・ 学習療法について

「KUMON」に委託。簡単な読み書き・計算を行う。

目的は、軽度認知症の重症化の予防や認知症の中核症状の進行を抑制し、在宅生活を1日でも長く継続するため。対象者は、要支援1・2、要介護1・2の方または、基本チェックリストにより対象と判定された方。個別対応の方法で実施。一ヶ月2,500円の個人での実費がかかるが、実施事業所によって、負担を軽減する助成がある。金額も任せている。

市は、「KUMON」の指導者になるための研修費用（10万8千円）を事業所に補助している。

成果としては、実施事業所からは、認知症の発症を遅らせられる、また進むのが遅れる、と好評である。

令和3年には、実施する通所介護事業所を5事業所から15事業所にする予定である。

また、いきいきサロン（155カ所）でも脳トレを行なっていて、約2000人が利用している。

- ・ 通所型サービスCについて

令和元年8月から実施し、5人が利用。

週1回。3ヶ月～6ヶ月のプログラム。

生活機能の低下を初期から予防し、在宅生活を一日でも長く継続する目的である。

- ・ 認知症カフェ

市内4カ所で実施。新しく設立されれば、補助金を出す。

- ・ 認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業

平成25年度より、事業を開始し、令和2年1月末時点で88名が登録された。

情報発信を通じて、行方不明者の目撃情報の提供を市民に広く呼びかけることで、早期発見・早期保護に努めるもの。

緊急情報メール登録者（行方不明情報が一斉送信される）は約2800名。団体として市に登録している機関・団体が23ある。

これまでに本事業を活用した検索に至った回数は8回。

その内、一件だけが亡くなられた。

- ・ インセンティブ事業として、効果があった事業所には、報奨金を供与している。（10万円を8事業所に）順番をつけるのではなく、励みになってほしい、との目的。先進市の岡山市の制度を参考にしている。



### ○ 所感

笠岡市は、高齢化率が約36%であり、また認知症の方が多いということで、危機感を持って認知症施策に取り組んでおられた。

特に特徴的な事業が、「KUMON」が開発したテキストを用いた学習療法である。5事業所から15事業所に大きく展開することによって、成果が見られたことが窺える。併せて脳トレが市内のサロンで多くの人に取り組まれていることから、市全体で認知症予防に力を入れておられることを実感した。

草津市としても、認知症予防への効果的な施策の取り組みは喫緊の課題であり、学習療法は参考にしたいと思った。



2月7日（金）9時30分～11時

明石市（明石市役所）

○ 視察目的

明石市は、子育て施策や障害者施策といった福祉施策の先進地として知られている。今回の視察内容は、差別を解消する条例の取り組みとして、障害者のコミュニケーションに対する合理的配慮に関するもので、本市においても手話条例の策定について一部で議論があったが、実現までは情勢としてまだ道のりは遠いと感じている。よって、先進地の明石市で条例制定のプロセスを知ること、本市の参考としたい。

○ 説明者

明石市福祉局次長兼福祉総務課 障害者施策担当課長

山田 賢様

福祉総務課 コミュニケーション推進担当係

米野 規子様（手話通訳士）



## ○ 説明内容

### 背景

昨年11月に市政施行100周年を迎えた。

次の100周年を目指して、SDGsの理念と同じで誰も取り残さない、持続可能なまちづくりで、子どもに関する施策を核としたまちづくりに取り組んでいる。事例としては、児童相談所を市で設置したということが挙げられる。国の基準の2倍以上の職員を配置している。

その理念のもと、平成25年に「障害者差別解消法」が制定されたことを機に明石市の障害者施策として取り組んできたもの。

### 差別を解消する条例の取り組み

- ・ 手話言語・障害者コミュニケーション条例制定について

平成26年9月から、障害者当事者、コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会を設置し、11月にかけて4回開催。委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒヤリングを実施するなど、当事者の声を聞きとった上で、条例案をまとめた。

庁内組織において、福祉総務の中に、障害施策担当を作った。障

害課と連携するが、施策実行推進部隊として別の部門として設置。

市として、障害者を対象とした連携した条例はなかった。

そこで、国の法律がある中で、まずは小さなものからスタートすることになった。策定については、意識を共有し、それから一緒に施策を進めていけたら、ということで策定には時間をかけていない。

当初、手話言語もコミュニケーション条例に含めようと検討したが、聾啞者の方々から、手話条例を作してほしい、との強い要望があったことを受け、幅広い施策をとる市との合意形成のため、協議を重ねていった。それで、前文に、手話言語とコミュニケーションとの二つの柱立てになった。

目的として、差別解消のテーマを扱っていくという方向性があったので幅広い合理的配慮を入れていった。

コミュニケーション支援も含んで2つを合わせているのは、明石市が全国で初めてである。

平成27年4月施行となった。

- ・ 障害者配慮条例について

条例を制定するにあたって、障害者の方々や支援者に困ったこと



や、助かったことも含めて事例を公募した。その結果、200ほど集まった。第一回の検討会で差別と思われる事例を検討した。条例制定の中で、第2章8条、9条に具体的な支援が出来るようにし、先行して策定している他の自治体には無い、合理的配慮の提供という新しい概念を入れた。

国の法律は努力義務としているが、明石市は、促進していける取り組みを書き込んだ。

そのため、合理的配慮を推し進めるために、市として、合理的配慮の提供を支援する助成制度を作った。

例えば、点字メニューや筆談ボード、手すりの取り付け等々。これまでに、150件の助成の利用があった。

その制度を利用した事業者へのアンケートを実施したところ、助成制度を利用したことで、変化があったものとして、合理的配慮の具体的なイメージが出来たことや、障害のない人にも喜ばれた、当事者の方とも、コミュニケーションが出来るようになった、といった成果が出た結果となった。

今後も、市民や事業者向けの研修・啓発や市民タウンミーティングの場で、この助成制度を積極的に紹介、説明していきたいとの

ことだった。

その他の取り組みとして、全ての小学校で手話教室を開催している。

具体的な取り組みを進めるにあたっては、企画段階から当事者や事業所と協議すること、そして楽しいと感じてもらえる内容とすることで継続していけるものになる。



## 所 感

説明を聞いての感想は、当事者に寄り添い、具体的に施策を押し進めるための魂の入った条例だと感じた。

国の法律が出来ると、雛形があるので、無難に策定され、作ることが目的化してしまったような条例があることを実感している中で、市長のトップダウンによるものであっても職員さんの熱意が感じられた。

話の中で印象的であったのが、福祉部局と事業者が膝を交えて話

をする機会は普段はあまりないが、この条例を通してキーパーソンと一緒に話し合ったことは、知識を習得する、ということだけでなく、明石で暮らしている市民の方々がどんなことに困っているのか、どんなことが出来るのかを共に考えたり情報を共有できる機会となったということだった。そこでは意見を出し合って、トライし、そして次のステップで何が出来るかを考える場になっているということが、条例等を作り上げるうえでとても重要であると共感した。

条例は、市の法律であり、政策を実現するための根拠となるものであることをあらためて認識した。

本市においても、障害者差別の解消、合理的配慮の提供について、施策に反映していきたいと思う。

(尚、3市の研修内容の詳細については、別添資料にて)

